

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【人口構造】

倉吉市は鳥取県の中央部に位置する人口約4.5万人の都市である。古くは伯耆国の国庁を擁し、政治・経済・文化の中心地として発展。県下第3の都市であり県中部の中心都市として各種公共施設や企業等が立地している。

人口の推移は、総人口は昭和30年の59,078人をピークに減少が続いたものの、昭和50年から再び増加に転じ、昭和60年には57,306人となるが、その後、平成2年以降は減少が続き、令和2年は46,485人となっている。

##### 【産業構造】

倉吉市の事業所数及び従業者数は減少傾向にあり、平成28年の事業所数（出典：総務省「経済センサス基礎調査」）は2,881事業所で、卸売業・小売業（786）が最も多く、次いで宿泊・飲食サービス業（423）、生活関連サービス業・娯楽業（303）の順であり、この3業種で52.5%を占めている。従業者数は23,078人で、卸売業・小売業（4,855）、医療・福祉（4,599）、製造業（3,731）の順となっている。

また、産業別修正特化係数（生産額ベース）では、全国と比較して得意としている産業は、電気業、電気機械、製材・木製品、公務などであり、電気機械が当地域の強みとなる産業であり、農業が地域を特徴づける産業である。

##### 【中小企業の実態】

倉吉市の製造業は、300人以上の企業はわずかに3社であり、そのほかは300人未満の中小企業である。内訳としては、食品製造17%、電気・機械製造11%、電子部品製造10%となっている。従業員数も減少傾向にあり、人手不足も慢性化を見せる中、老朽化が進む設備等を更新し、より効果的に生産性の向上を図る取組みが必要となっている。（出典：国勢調査、経済センサス、工業統計）

#### (2) 目標

限られた従業員数のなか効率的な生産が行えるよう、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し先端設備等の導入を支援する。なお、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

倉吉市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が

倉吉市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

なお、太陽光発電設備に関しては、その性質から、市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、全量売電を目的とせず、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備のみを対象とし、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の建物・建物と同一の敷地に設置する場合に限る。

ただし、倉吉市内に本社、本店、支社、支店、工場、事業所、事務所等を置く中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）へ直接売電するための太陽光発電設備はこの限りではない。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

広く倉吉市内の事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は倉吉市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

倉吉市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が倉吉市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。

②公序良俗に反する取組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。